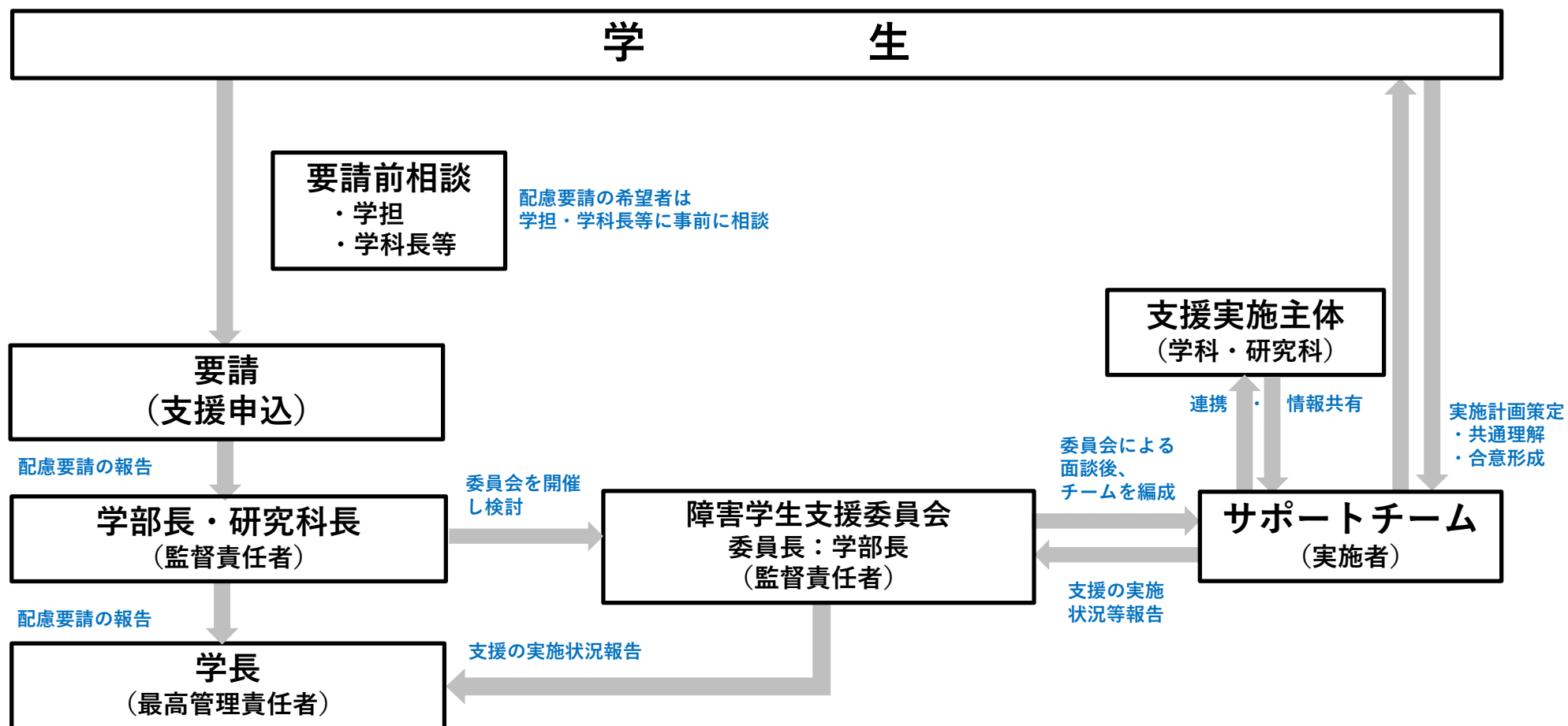


障害学生支援推進体制



要配慮学生への対応手順

STEP 1

支援希望者から相談を受けた学担・学科長等は、学部長もしくは研究科長に支援要請報告をする。

STEP 2

学部長等は学長に支援要請報告を行った上で、「障害学生支援委員会」（支援委員会）を開催する。

STEP 3

障害学生支援委員会において学生（保護者）と面談後、学生事情に応じてサポートチームを編成。

STEP 4

サポートチームは、学生のニーズ等を把握して支援方針・計画を策定。学生（保護者）と共通理解及び合意の形成を図る。

STEP 5

サポートチームは支援に必要な範囲で情報提供・連携し、支援体制を整える。